

4. 雇用関連政策

(1) 労働市場政策

オランダでの GDP に占める労働市場政策の支出の割合をみると、積極的措置、消極的措置の合計では 2.97%となっており、デンマークやベルギーに次いで高いグループに属している。全体の中で積極的措置については 1.22%であり、その中では、「就業支援、訓練」が 0.48%、「公共職業サービス」が 0.43%と高い割合を示している。また、消極的措置では、「失業・無業所得補助・支援」が 1.75%と高い割合を示している。

図表 I-63 GDP に占める労働市場政策への支出（2010 年）

国	合計	積極的措置						消極的措置		
		公共職業サービス ^{a)}	職業訓練 ^{b)}	雇用インセンティブ ^{c)}	就業支援、訓練 ^{d)}	直接的雇用創出 ^{e)}	創業インセンティブ ^{f)}	失業・無業所得補助・支援 ^{g)}	早期退職 ^{h)}	
日本 ¹⁾	0.63	0.28	0.05	0.07	0.10	0.00	0.05	0.00	0.35	0.35
アメリカ ¹⁾	0.90	0.14	0.04	0.04	0.01	0.03	0.01	0.00	0.76	0.76
カナダ ¹⁾	1.15	0.33	0.14	0.13	0.00	0.01	0.02	0.01	0.81	0.81
イギリス ¹⁾²⁾	0.71	0.38	0.34	0.02	0.01	0.01	0.00	0.00	0.32	0.32
ドイツ	2.28	0.94	0.38	0.31	0.10	0.03	0.05	0.08	1.34	1.28
フランス	2.59	1.14	0.30	0.38	0.11	0.07	0.22	0.05	1.46	1.45
イタリア	1.91	0.46	0.11	0.18	0.15	0.00	0.01	0.02	1.45	1.35
オランダ	2.97	1.22	0.43	0.13	0.01	0.48	0.17	0.00	1.75	1.75
ベルギー	3.75	1.48	0.22	0.16	0.60	0.13	0.36	0.00	2.27	1.53
ルクセンブルク	1.35	0.54	0.05	0.14	0.32	0.01	0.13	0.00	0.80	0.64
デンマーク	3.48	1.91	0.51	0.42	0.32	0.66	0.00	0.00	1.57	1.20
スウェーデン	1.87	1.14	0.34	0.09	0.45	0.24	0.00	0.02	0.73	0.73
フィンランド	2.82	1.04	0.18	0.53	0.13	0.10	0.09	0.02	1.78	1.48
ノルウェー	-	-	-	0.22	0.06	0.18	0.04	0.00	0.47	0.47
韓国	0.76	0.42	0.01	0.07	0.02	0.03	0.28	0.00	0.34	0.34
オーストラリア ¹⁾	0.82	0.31	0.17	0.03	0.01	0.07	0.03	0.01	0.51	0.51
ニュージーランド ¹⁾	0.79	0.34	0.12	0.14	0.02	0.05	0.01	0.00	0.46	0.46

a)PES and administration; b)Training; c)Employment incentives; d)Supported employment and rehabilitation; e)Direct job creation; f)Start-up incentives; g)Out-of-work income maintenance; h)Early retirement

資料注：1) 2010-2011 年にかけての年度の値。2) イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。

原資料：OECD (2012.7) Employment Outlook 2012

出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブックブック国際労働比較（2013 年版）」2013 年

(2) 労働費用の現状

オランダの労働費用（製造業）を主要国と比較してみると、労働費用計に占める現金給与の割合は 75.7%と日本（79.7%）、アメリカ（77.4%）、ドイツ（77.0%）よりやや低い水準にあり、フランス（63.7%）、スウェーデン（65.1%）より高い割合にある。

現金給与以外の割合は、オランダでは 24.3%であるが、その中では、法定外福利費が 12.1%と比較している他国に比べて大きいことが分かる。

図表 I-64 製造業の労働費用の国際比較

国 Country (年/Year)	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2012)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェーデン SWE (2008)	韓国 KOR (2011)
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.4	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.1
現金給与以外	20.3	22.6	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.9
法定福利費	(11.1)	(8.3)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.3)
法定外福利費 ¹⁾	(2.4)	(10.4)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.1)
現物給付	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)	(0.1)
退職金等の費用	(6.2)	(3.9)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)	(12.5)
教育訓練費	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)
その他 ²⁾	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)

原資料：

日本：厚生労働省（2012.1）「平成 23 年就労条件総合調査」

アメリカ：Bureau of Labor Statistics (2012.9) Employer Costs for Employee Compensation — June 2012

欧州：Eurostat (2012.11) Labour Costs Survey 2008 —NACE Rev.2

韓国：雇用労働部ウェブサイト (<http://www.moel.go.kr/>) 2012 年 11 月現在

（出所注） 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。日本及びアメリカは企業規模計、EU は 10 人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費等。

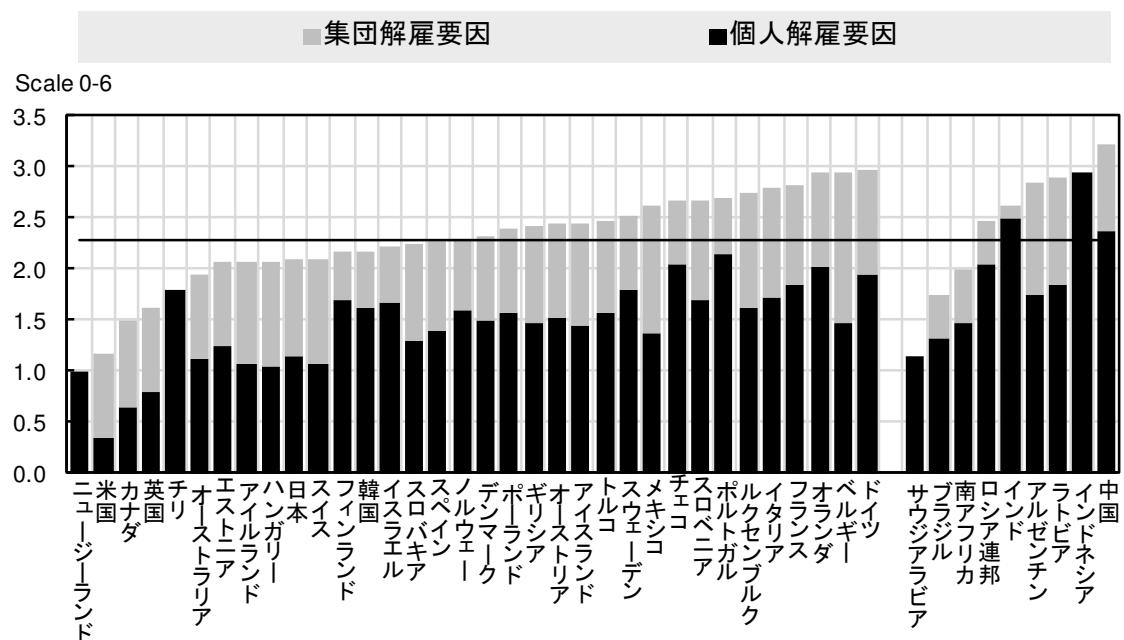
出所：独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブックブック国際労働比較（2013 年版）」2013 年

(3) 雇用関連規制の国際比較

ここでは、オランダの雇用関連規制の強さについてみる。まず、OECD の資料から、各國の無期労働者（permanent worker）に対する雇用保護指標をみると、オランダについては、OECD の中では、ドイツ、ベルギーに次いで雇用保護が強いことが分かる。特に、個人解雇要因については 2.03 となっており、ポルトガル（2.15）、チェコ（2.05）について大きい。

なお、オランダの正規労働者に対する雇用保護指標の時系列変化をみると、個人解雇要因については、1985年～1995年にかけては雇用保護が弱まっているが、その後は、ほとんど変化がないことがわかる。これに対して、個人解雇要因に集団解雇要因を加味した指標では、近年若干雇用保護が強まってきている傾向がみられる。

図表 I-65 無期労働者に対する雇用保護指標（個人解雇要因、集団解雇要因）



資料：OECD Employment Protection Database, 2013 update.

備考：

- ①EPRC_V3（全体で13の個人解雇要因（ウェイト5/7）と集団解雇要因（ウェイト2/7）から構成される指標）の数値である。
- ②数値が大きいほど雇用保護の程度が強いことを示している。
- ③Permanet workに対する雇用保護指標である。
- ④2013年値であるが、サウジアラビアより右に示されている国（ラトビアを除く）は2012年値である。

図表 I-66 オランダの正規労働者に対する雇用保護指標の年次推移

	バージョン1	バージョン2	バージョン3
1985	3.068	-	-
1990	3.043		
1995	2.837	-	-
2000	2.885	2.918	-
2005	2.885	2.918	-
2010	2.821	2.872	2.884
2013	2.821	2.926	2.938

資料：OECD Employment Protection Database, 2013 update.

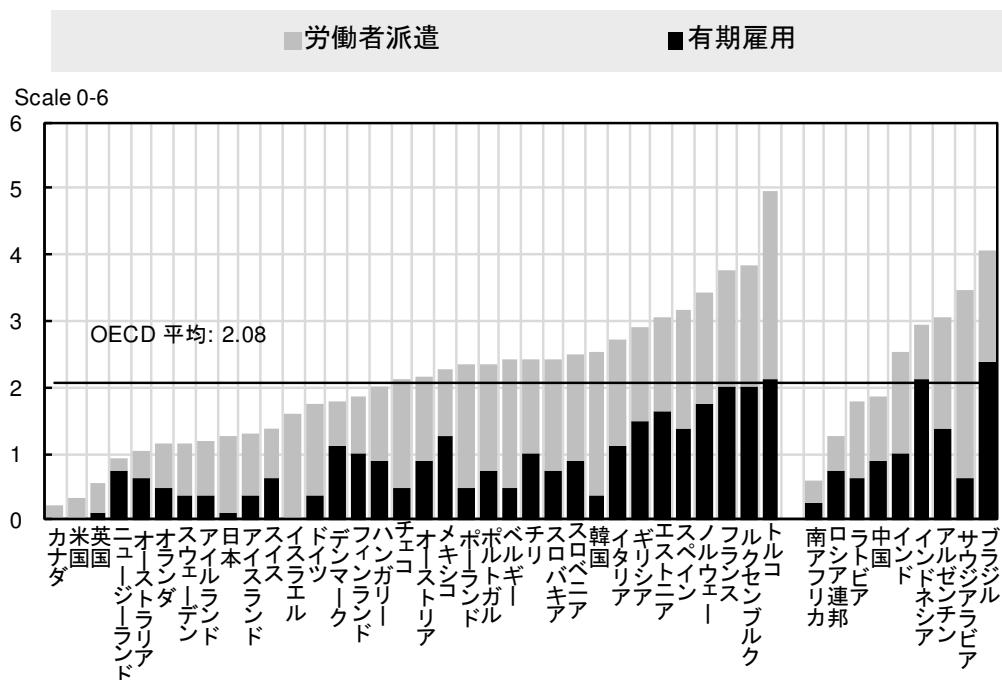
備考：バージョン1は全体で8の個人解雇要因から構成される指標。バージョン2は全体で12の個人解雇要因（ウェイト5/7）と集団解雇要因（ウェイト2/7）から構成される指標。バージョン3は全体で13の個人解雇要因（ウェイト5/7）と集団解雇要因（ウェイト2/7）から構成される指標であり、上のグラフと同じ定義である。

次に、有期契約労働者（temporary employment）の規制状況指標をみると、オランダについては、OECD平均を大きく下回っており、雇用規制は非常に弱い国となっている。

オランダの有期契約労働者の規制状況指標を時系列でみると、2000年直前に雇用規制が弱まっているが、その後は変化がないことが分かる。

上記の結果からは、オランダの雇用規制については、無期契約労働者についてはEUの中でも最も強い状況にあり、反対に、有期契約労働者については最も雇用規制が弱い状況にあるといえる。

図表 I-67 有期契約労働者の規制状況指標

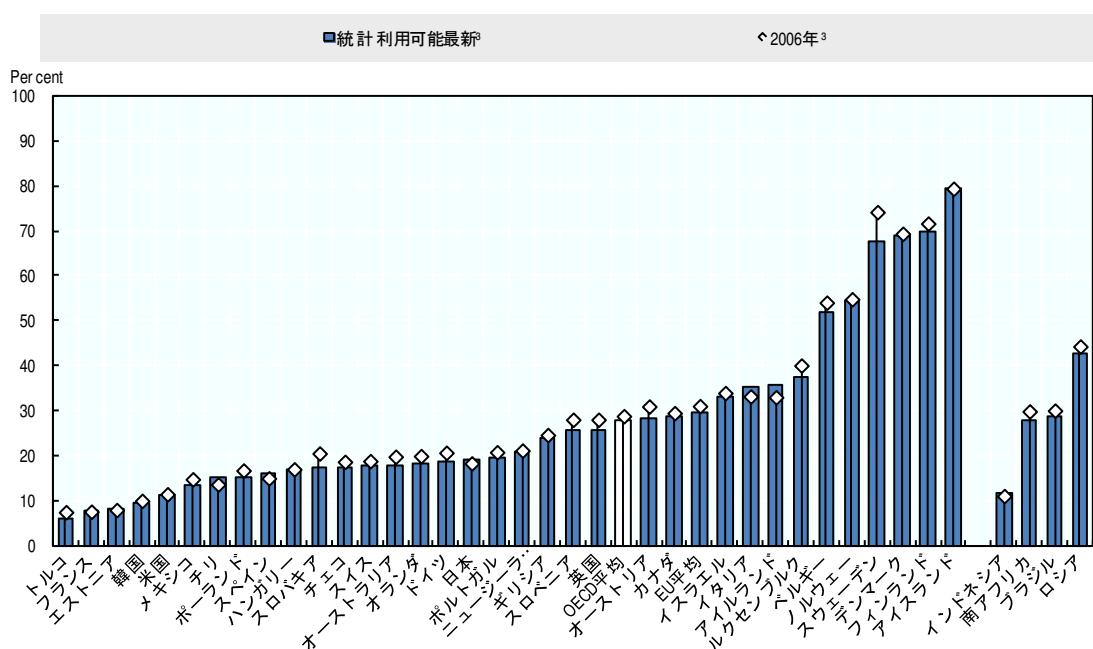


(4) 労働組合組織率、労働協約のカバー率について

オランダの労働組合の組織率は、2011 年時点では 18.16%となっており OECD 平均を下回っている。また、時系列的には 2006 年には 19.98%であったことから、若干の減少傾向にある。

次に、労働協約のカバー率（労働組合への加入の有無にかかわらず、労働協約の範囲となる労働者の割合）については、オランダでは2010年には82.3%とOECD平均を大きく上回っており、オランダでは労働協約が大きいことがわかる。ただし、時系列的には2005年の85.0%からは若干減少している。

図表 I-69 労働組合組織率の各国比較

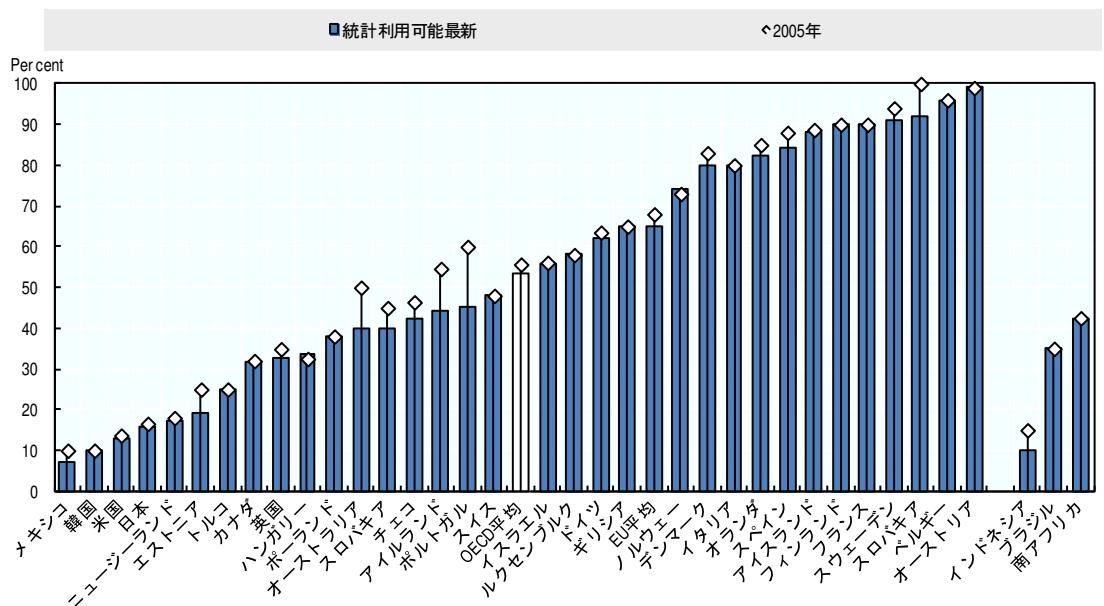


出所：OECD”Economic Policy Reforms Going for Growth 2013”

注：

- ・ 統計利用可能最新年：2011 年：オーストラリア、カナダ、アイルランド、日本、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国；2010 年：オーストリア、チリ、エストニア、フィンランド、ドイツ、イタリア、韓国、ポーランド、ポルトガル、トルコ；2009 年：ベルギー、チェコ、デンマーク、スロベニア、スペイン、スイス；2008 年：ブラジル、フランス、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、ルクセンブルク、ロシア、スロバキア、南アフリカ；2007 年：インドネシア、イスラエル。
 - ・ 2006 年値（読み替え）：2008 年：アイスランド、スロベニア；2005 年：インドネシア；2007 年：ロシア

図表 I-70 労働協約カバー率の各国比較



資料：OECD "Economic Policy Reforms Going for Growth 2013"

注：

- ・ 統計利用可能最新年：2010 年：アメリカ、オーストリア；2009 年：カナダ、チェコ、エストニア、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、英國；2008 年：ベルギー、ブラジル、フランス、ギリシア、アイスランド、インドネシア、アイルランド、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス；2007 年：オーストラリア、デンマーク、フィンランド、ニュージーランド；2006 年：イスラエル、トルコ
 - ・ 2005 年値（読みかえ）：2006 年：韓国、スイス、スロバキア；2004 年：スペイン；2003 年：ブラジル、インドネシア、ルクセンブルク、ニュージーランド；2002 年：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、アイスランド、アイルランド、メキシコ、トルコ；2001 年：オーストラリア、チリ；2000 年：イスラエル